

国立大学法人東京外国語大学本郷サテライトの使用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト管理運営規程（平成16年規則第93号。以下「本郷サテライト管理運営規程」という。）第6条及び国立大学法人東京外国語大学施設利用規程（平成16年規則第169号。以下「施設利用規程」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト（以下「本郷サテライト」という。）について、東京外国語大学（以下「本学」という。）の教職員、学生以外の者に使用させる場合の必要な事項を定める。

(使用の範囲及び手続)

第2条 本郷サテライトは、本学が主催する会議、会合等及び本学の教職員、学生の使用を妨げない場合に限り、本学の教職員、学生以外の者に使用させることができる。

第3条 本学の教職員、学生以外の者であって、本郷サテライトを使用しようとする者は、本郷サテライト使用許可申請書（別紙様式）に、日時、目的、人数その他必要事項を記載のうえ、原則として許可を受けようとする日の14日前までに、学長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第4条 学長は、使用目的が本郷サテライト管理運営規程第2条の趣旨に沿うものであり、次の各号に該当する場合を除き、本学の教職員及び学生以外の者に使用を許可することができる。

- (1) 本学の事業の遂行に支障を生じるおそれがある場合
- (2) 本郷サテライトの管理上、支障が生じるおそれがある場合
- (3) 政治的・宗教的な活動団体への勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催を目的とする場合
- (4) 営利活動を目的とする場合
- (5) 公序良俗に反し、社会通念上不適當である場合
- (6) その他公共性又は公益性を損なうおそれがある場合

2 前項により本郷サテライトの使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、施設利用料金規程第2条別表に定める利用料金を学長の指定する期日までに納付しなければならない。

(使用の中止)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させることができる。

- (1) 災害、事故その他、使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき
- (2) 本学において緊急に使用する必要が生じたとき
- (3) 管理運営上、支障があると認められるとき

2 前項の規定により使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

(使用時間)

第6条 使用時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日及び年始年末を除く）の午前10時から午後5時までとする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。

(損傷等の届出等)

第7条 使用者が故意又は重大な過失により、本郷サテライトの施設、設備及び備品を滅失し、破損し、又は汚損したときには、ただちに館長に届け出るとともに、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(補足)

第8条 この細則に規定のない事項については、施設利用規程等の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

申請者（団体名、代表者名）住所
（電話番号）
氏名

本郷サテライト使用許可申請書

貴学「本郷サテライト」の使用について、下記のとおり申請します。

使 用 期 間	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分 延 時間
使 用 目 的	
使 用 人 数	
使 用 責 任 者	
使用するスペース	・ 3F セミナールーム ・ 4F セミナールーム ・ 5F セミナールーム ・ 6F 会議室 ・ 6F 応接コーナー ・ 7F 会議室 ・ 8F 会議室
その他必要事項	